

育成料資料

資料6-2

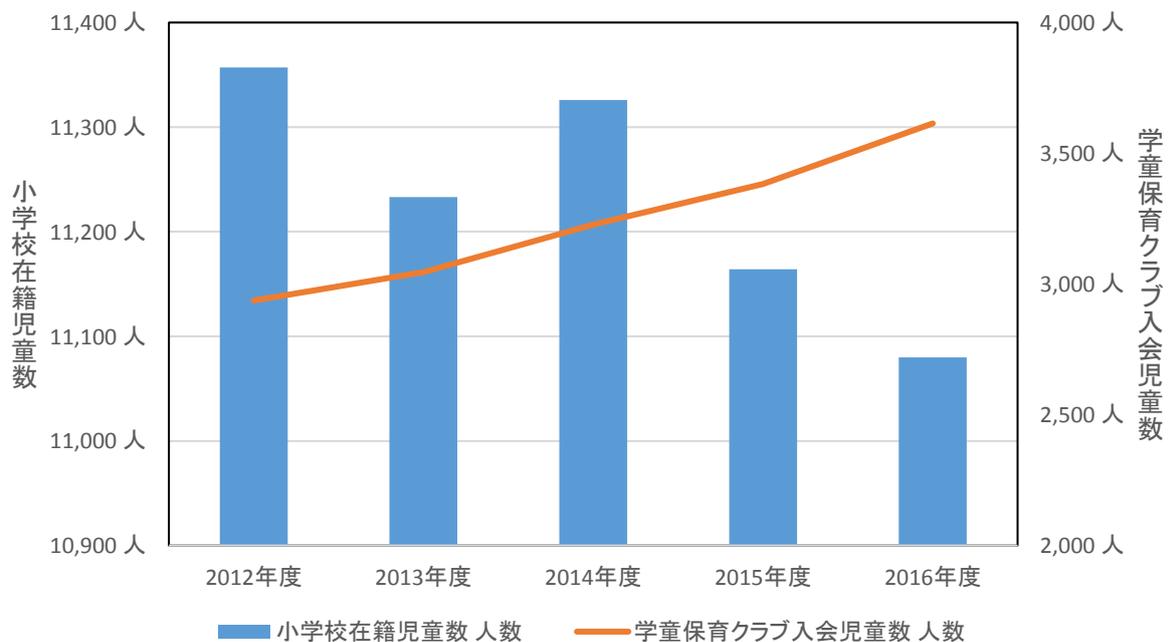
○学童保育クラブ 入会児童数の推移【2012年～2016年】

小学校在籍児童数は減少傾向にありますが、学童保育クラブ入会児童数は毎年100～200人規模で増加しています。現在では、小学校在籍児童（1～3年生）の約3人に1人が学童保育クラブに入会しています。

	小学校在籍児童数（1～3年生）		入会児童数増減		入会割合
	人数	前年度比	人数	前年度比	
2012年度	11,357 人	—	2,937 人	—	25.9%
2013年度	11,233 人	-124 人	3,046 人	109 人	27.1%
2014年度	11,326 人	93 人	3,228 人	182 人	28.5%
2015年度	11,164 人	-162 人	3,382 人	154 人	30.3%
2016年度	11,080 人	-84 人	3,614 人	232 人	32.6%



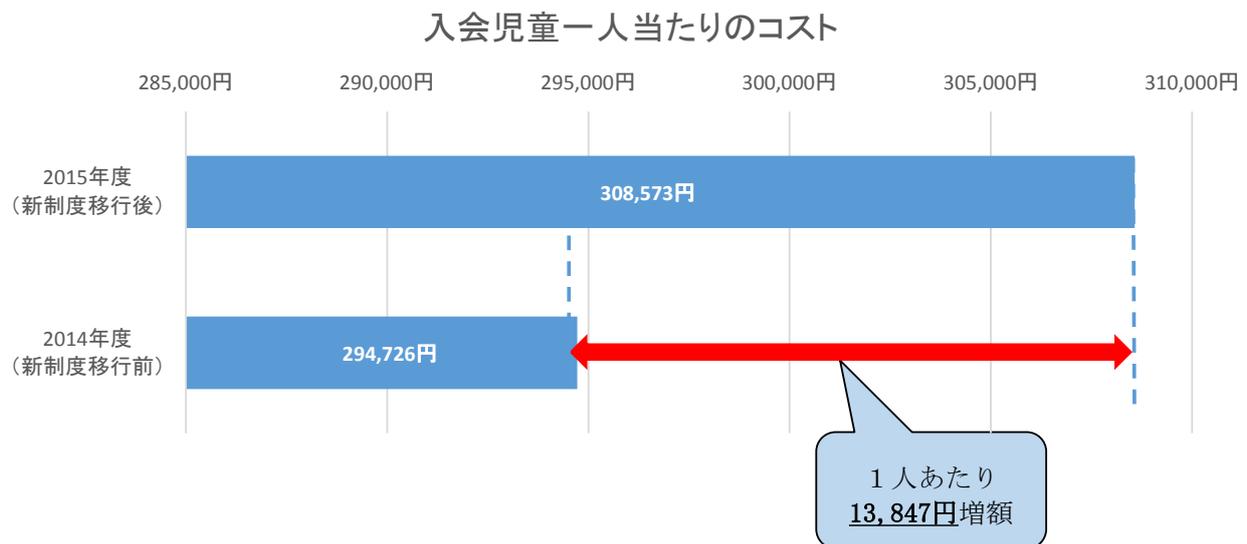
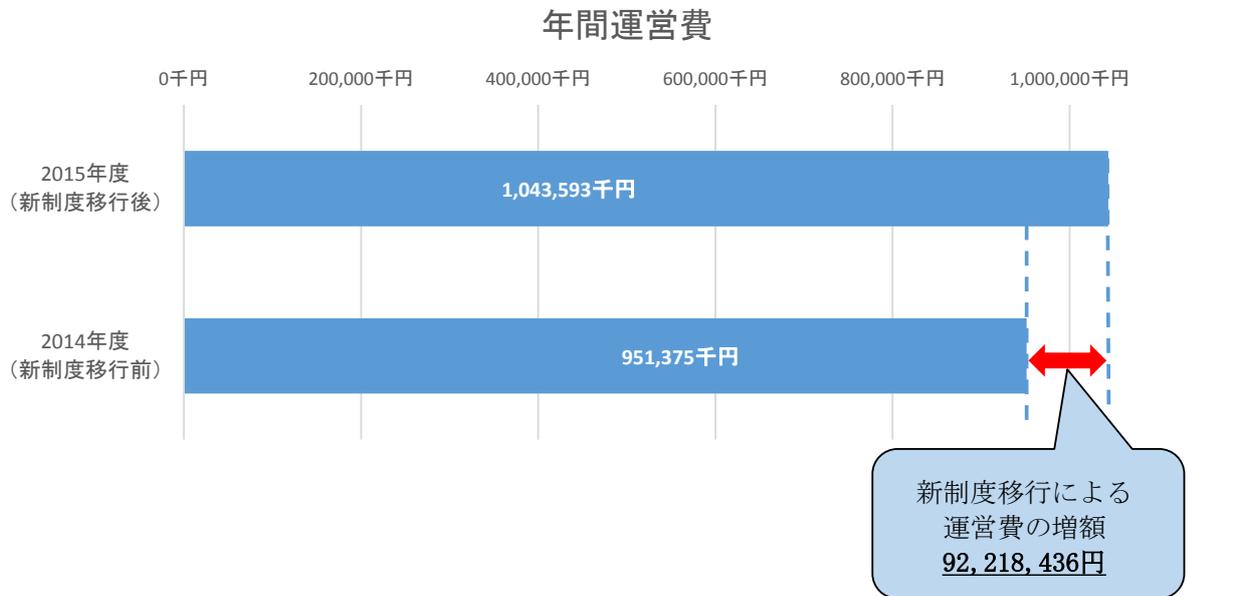
学童保育クラブ入会児童数の推移



学童保育クラブ 経費の変化と主な要因

○新制度による運営費の増加状況

1年間で約9億5千万円程度だった学童保育クラブの運営費は、2015年度から始まった新制度によって、9千万円以上増加し、10億円を超えました。



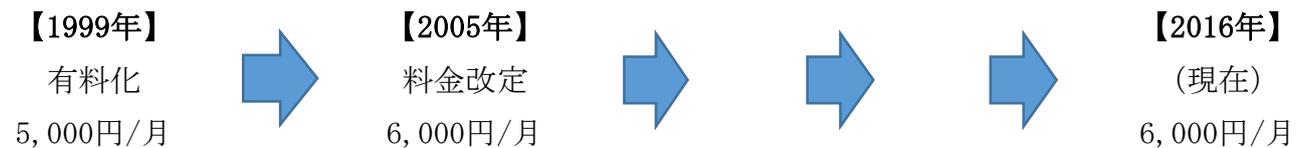
○放課後児童支援員の配置数

2014年度 (新制度実施前)	2015年度 (新制度実施後)	増員数
384人	431人	+ 47人

主な増額要因は、放課後児童支援員を47人増員したことです。

学童保育クラブ 受益者負担の比較

○育成料の変遷



○国が示した負担率の考え方と町田市の受益者負担の方針



○現在の負担率



サービス原価の捉え方

※サービス原価とは、ここでは利用者負担金のことです。

1. 負担金・使用料

人件費、維持管理費を対象とします。なお、不動産等の基盤整備に相当する経費やサービス利用者の受益の範囲に該当する部分以外の共用スペース等にかかる経費は対象外とします。

区分Ⅱ・・・基礎的で民間で類似サービスの提供があるもの

(学童保育クラブ、市営住宅共益費、祭壇使用料など)

【負担の考え方】特定の個人に対する必需的なサービスで、行政がサービス提供を行っているが民間でもサービス提供されているものであり、サービスに係る費用は税と受益者とが負担する。

受益者負担割合 50%

(2011年策定「受益者負担の適正化に関する基本方針」より抜粋)